

2006年
12月15日
No.10

さざなみ

〒520-0043
大津市中央1丁目5-25
小堀マンション2030号室
さざなみネット
(全国金融一般労働組合滋賀支部)
TEL・FAX 077-522-7868

女性が安心して働ける職場こそが、人間らしさを取り戻せるやさしい職場であるかどうかのバロメーター

金融労連「春闘討論集会」では、女性だけの分散会が設けられ、「女性が安心して働ける職場こそが、人間らしさを取り戻せるやさしい職場であるかどうかのバロメーター」として、全国各地の職場実態などを話し合いました。

どこの職場でも共通していることは、人員不足とパートや派遣労働者の増加です。職場の半数以上がパートという職場も出てきており、均等待遇が重要になってきています。

国も少子化対策を取り組んでいます。私たちも春

闘の中で、育児・介護休暇などが男女とも気兼ねなく取れる職場環境をつくっていかうなどと話し合いました。



レンタル要員・びっくり休暇とは？

分散会のなかで「レンタル要員」、「びっくり休暇」と言われているものがあるという発言がありました。みなさんはどうのことだと



A銀行と「団体交渉記録」を取り交わす休職期間中の定例給与相当額が支払われる

全国金融一般労働組合は、12月7日、A銀行と団体交渉をし「団体交渉記録」を取り交わしました。

去る5月11日に、A銀行の女性から労働相談がありました。「職場の上司・同僚からのセクハラ・いじめ」のため、3月20日から職場に行けなくなっており、5月12日には有給休暇がなくなり、このままだと欠勤30日後から休職扱い、その1年後には退職となってしまいます。賃金も休職扱いに入ると支払われなくなります。



14日に本人と面談し、全国金融一般労働組合に加入して

いただき、弁護士とも相談し、29日にA銀行従業員組合に「脱退届」を、A銀行に「要求書」・「団体交渉申入書」を提出しました。

その後、再々A銀行と電話による交渉、5回の団体交渉などによって今回に至りました。

今回の団体交渉では、本人の要求を基本にして次のことを約束しました。

- ①銀行と組合が合意する病院への受診、来年3月31日までに報告。組合はこのことに責任を持って対処。
- ②銀行は、11月30日までの定例給与相当額を解決金として支払う。報告までの定例給与相当額は、各月の給与支払日に支払う。
- ③銀行は組合に対し、受診結果を踏まえ、平和的誠実に交渉に応じる。今後のご支援をよろしくお願いいたします。

職場の声

パートさんに
リスク商品の
販売資格



パートさんにも、リスク商品の販売資格を取るようになっていきます。多くの仲間が受験を申し込みましたが、試験が平日で、これでは仕事がまわらないと、今度今回は受けなくてくれと頼んでいます。

窓口に出ないと
時給は上がらない

販売資格を取っても、窓口に出ないと、時給が上がりません。資格を取ったら窓口に出られると思っていました。出られず何のために苦労したのか分かりません。



「レンタル要員

ある信用金庫では、本部に4名の「レンタル要員」があり、支店から要請があれば派遣されます。

「びっくり休暇

出勤したら予告なく「今日から2日間休め」と言われます。この休暇中は店に電話してはいけないが、電話がかかってきたら出なければなりません。